就学援助(学校でかかる費用の援助)のお知らせ・令和6年度

※ 申請は児童・生徒1人につき1部を提出してください(ご兄弟がすでに申請している場合にも申請書の提出が必要です)。

就学援助制度とは、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や移動教室費など学校でかかる費用の一部を援助する制度です。

1. 援助の内容 援助費は原則として保護者の口座に振り込みます。

	生活保護を受けている世帯	生活保護を受けていない世帯
主な援助費目	 学校行事費(定額)、移動教室費、修学旅行費	給食費、入学準備費、学用品・通学用品費(定額)、
(学年によって異なります)	子仪1J争复(足颌)、	学校行事費(定額)、移動教室費、修学旅行費

- ※ 支給時期や支給額は、認定結果通知と合わせてお知らせします。また、練馬区ホームページからも確認できます。
- ※ 学校への納付金が免除になるわけではありません。

2. 対象となる方

練馬区に住所(住民登録)がある、児童・生徒と同世帯の保護者で、次のいずれかに該当する方。

※下記3~5は申請時に該当する方が対象となります。

- 1 生活保護を受けている方。※ 生活保護を受給されている方も申請書の提出が必要です。
- 2 令和5年度中に生活保護が停止・廃止となった方。
- 3 国民年金の保険料の減免を受けている方。
- 4 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方。
- 5 児童扶養手当の支給を受けている方。
- 6 令和6年4月以降に生活福祉資金貸付制度による入金を受けた方。
- 7 令和5年1年間の世帯全員の所得の合計金額が、認定基準所得以下の方。 (世帯とは、住民登録上の世帯です。保護者の兄弟・父母等が同じ世帯の場合、その方の所得も合算します。)
- 8 家計の急変が生じ、お困りの方は学務課管理係へご相談ください。

認定基準所得金額の目安(参考)

令和6年度における認定基準所得金額の例			
世帯人数	世帯構成(年齢は、4月1日現在満年齢)	前年中の所得金額 (世帯全員の合計額)	
2人	母 (39歳)・子 (9歳)	2,759,238 円	
3人	父 (39歳)・母 (39歳)・子 (9歳)	3,225,534 円	
4人	父 (39歳)・母 (39歳)・子 (9歳)・子 (5歳)	3,592,722 円	
5人	父 (43歳)・母 (43歳)・子 (13歳)・子 (10歳)・子 (7歳)	4,182,843 円	
6人	父 (43 歳)・母 (43 歳)・祖母 (69 歳)・子 (13 歳)・子 (10 歳)・子 (7 歳)	4,697,175 円	

- ※ これはモデルケースであり、人数が同じでも年齢によって認定基準所得金額は異なります。そのため上記金額を超える場合でも審査を希望される方はご申請ください(なお、適切なご案内のため事前審査はお断りしています)。
- ※ 「所得金額」とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

3-1. 申請について(提出期限)

提出は、随時受付しています。

※認定となった場合の支給は、申請書を受理した月からが対象になります。

※提出書類については、裏面「3-2. 申請について(提出書類)」を参照してください。

3-2. 申請について(提出書類)

1 紙の申請書で申請する場合:

令和6年度(2024年度) 就学援助費受給申請書(※児童・生徒1人につき1部を提出してください)

2 オンラインで申請する場合:

【就学援助 HP】

右のQRコードより練馬区のHPへ移り、申請方法を確認いただいたうえでご申請ください。 Oマイナンバーカードと電子署名等ができるデジタルIDアプリ「xID(クロスアイディー)」が必要となります。



- ※ 小学校・中学校でそれぞれ一度の申請で卒業まで有効なものとして扱います。
- ※ 下記の該当事項にあてはまる方はどちらの申請方法でも該当の必要書類を提出してください。

(必要書類をすぐにご準備できない場合は、申請書をあらかじめご提出のうえ、速やかに必要書類をご提出ください。)

該当事項	必要書類
令和6年1月1日現在練馬区に住民登録がない	下記①~③のいずれか
	①令和5年分確定申告書を税務署に提出した後の控(税務署受付印のある控え)
	②令和6年度(2024年度)住民税(非)課税証明書 ※1
	③マイナンバー提供書(就学援助受給申請用)※2および本人確認書類の写し
	※1 各自治体で6月以降に発行できるものです。申請書はあらかじめご提出の
	うえ、6月以降に速やかにご提出ください。
	※2 「マイナンバー提供書(就学援助受給申請用)」をご希望の方は、練馬区ホ
	ームページからダウンロードするか、学務課管理係まで請求してください。
令和5年度中に生活保護が停止、または廃止となった	・保護決定通知書(保護の停止または廃止の内容がわかるもの)

※審査時までに下記書類が未提出の場合は所得での審査を行います。

国民年金の保険料の減免を受けている	・決定通知書の写し	
国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を	・決定通知書の写し	
受けている		
児童扶養手当の支給を受けている	・児童扶養手当証書の写し	
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	サム行が切送合からの今泊のケメロル原のこんが使気できて気能の向し	
(令和6年4月以降に社会福祉協議会からの	社会福祉協議会からの令和6年4月以降の入金が確認できる通帳の写し コークがわれて 「発展等の名美」が変型できる策の写し	
入金がある方)	入金がわかる通帳等の名義人が確認できる箇所の写し	

4. 審查結果

【4月・5月受付分】7月中旬に審査結果通知をご自宅に郵送します。

【6月以降受付分】60日以内にご自宅に郵送します。

5. 注意事項

- 1 申請書を提出後、住所や世帯状況等が変更になったときは、学務課管理係または学校にお申し出ください。
- 2 練馬区外に転出された場合は、住民票上の転出日をもって練馬区の就学援助費の支給を停止いたします。
- 3 認定後、所得の修正申告等により認定基準所得金額を超えた場合は、支給済みの就学援助費を返納していただくことになりますので、ご了承願います。
- 4 申請等にかかる費用(証明書等発行手数料、不足資料郵送料など)は、申請される保護者の負担とさせていただきますので、ご了承ください。
- 5 申請書は1度の提出ですが、その他の書類(各決定通知書,児童扶養手当証書等)は毎年提出してください。

ご提出・お問い合わせ先

練馬区教育委員会 学務課管理係

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 ☎03 (5984) 5643 (直通)

お問い合わせは、月~金曜日(祝休日を除く)の午前8時30分~午後5時15分の間にお願いします。